

「危険ドラッグ」の撲滅について

「危険ドラッグ」は、合法あるいは脱法といった触れ込みで若年層を中心に急速に広がり、使用者の心身を蝕むだけでなく、意識障害により交通事故を引き起こすなど、地域社会へ多大な害悪をもたらしている。

「危険ドラッグ」は、麻薬や覚醒剤以上の危険性が指摘されているところであり、一刻も早く、その流通・使用を阻止し、撲滅することが安心で健全な地域社会を守るために不可欠である。

国では、薬事法に基づく指定薬物の迅速な指定、同法に基づく指定薬物疑似物品の検査命令等の行政処分を適用するほか、取締りを強化するなど、対策に乗り出しており、9月に岡山県と山口県で中国四国厚生局と地元警察とが合同で、危険ドラッグ販売店を摘発、経営者を検挙した結果、9月22日時点で中国地方では販売店が「ゼロ」となるにいたった。

しかし、県民が、インターネットや近隣府県の販売店から購入することは依然可能な状態であり、国として、抜本的に「危険ドラッグ」対策を強化することが急務であり、次の事項を要望する。

1 抜本的な規制強化への取組

一部自治体においては、危険ドラッグを規制するための条例を定め、法律の規制に加えて取締りに乗り出しているが、本来、こうした規制は国において全国一律で実施されることが基本である。

国は、従来の手法にとらわれない法改正を含めた抜本的な規制強化を図ること。

2 「危険ドラッグ」の危険性の啓発強化

主に若年層に向けて、受け入れられやすい広報媒体や手法を活用して、「危険ドラッグ」の危険性についての効果的な広報啓発を継続的に実施するなど、一層強化すること。

3 検査体制の構築・強化

検査について、地方衛生研究所と国の検査機関（国立医薬品食品衛生研究所等）との役割分担、民間の検査機関も含めた連携の在り方を検討し、連携体制を構築するとともに、地方衛生研究所等における検査体制の整備、検査技術向上のため、ハード・ソフト両面の支援を行うこと。

4 製造・販売に対する取締りの強化

相次ぐ危険ドラッグ製造工場の摘発事件については、氷山の一角ともみられ、地方都市部も含めてこうした小規模な製造所が潜伏している可能性があるため、関係機関の情報共有、連携により取締りを強化すること。

また、インターネットを利用した危険ドラッグの販売に関し、強制力をもって指導できるような法整備、法解釈の運用を徹底すること。

5 原料薬物の国内への流入阻止

「危険ドラッグ」撲滅のためには、その原料物質の供給を断つことが不可欠であり、これらが主に海外から流入している現状を鑑み、法規制薬物に該当しない物質を含めた危険ドラッグの原料物質について、税関における監視強化等、水際対策を強化すること。

平成26年10月20日

中国地方知事会

鳥取県知事	平井	伸治
島根県知事	溝口	善兵衛
岡山県知事	伊原木	隆太
広島県知事	湯崎	英彦
山口県知事	村岡	嗣政